

青森県営農大学校規則の一部改正（案）の概要

1 一部改正の理由等

県では、青森県営農大学校条例第5条第5項及び第9条に基づき、青森県営農大学校の授業料等の納入や同校の管理について、青森県営農大学校規則（以下「県規則」という。）で必要な事項を定めています。

この度、文部科学省の「高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）の改訂に伴い、授業料等の減免に係る認定を申請した学生については、支援対象として認定されるまでの間、授業料等の納付猶予が原則とされたこと等を踏まえ、県規則の一部を改正することとしています。

2 一部改正の内容

（1）入校料及び授業料の納入期日の特例の新設（第10条、第11条、第22条、第第3号様式）

国の事務処理要領の取扱いを踏まえて、学生の経済的負担の軽減に資するため、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）に基づき授業料等の減免に係る認定申請を行っている者の納入期日を知事が定める日とする特例を設けるもの。

（2）修学支援法の改正による新設事務に係る権限の追加（第13条関係）

令和7年4月1日施行の修学支援法の改正により、新たに授業等減免対象者に係る変更認定等の事務が新設されたことから、他の事務同様に校長が行うこととするもの。

3 施行期日

令和8年4月1日